

優先度評価フロー（伊豆大島）

1. 対象溪流の優先度に応じた分類

土砂災害警戒区域に含まれる避難所や人家等の保全対象については移転を検討する。移転が困難な場合には、各対象溪流の土砂災害警戒区域に含まれる保全対象の数や重要性等を考慮して設定した優先度に基づいて施設整備を行う。

各溪流における事業の実施に際しては、まず土砂災害警戒区域に含まれる人家等の保全対象の移転を検討する。移転が困難とされる場合には、対象溪流毎に設定した優先度に基づいて施設整備を行うものとする。

各対象溪流については、土砂災害警戒区域に含まれる保全対象の数や重要性等を考慮して条件を設定し、優先度に応じて3つに分類する（対象溪流Ⅰ^{*}、対象溪流Ⅱ、対象溪流Ⅲ）。

※対象溪流Ⅰについては、さらに4つに細分した（対象溪流Ⅰ-1～4）

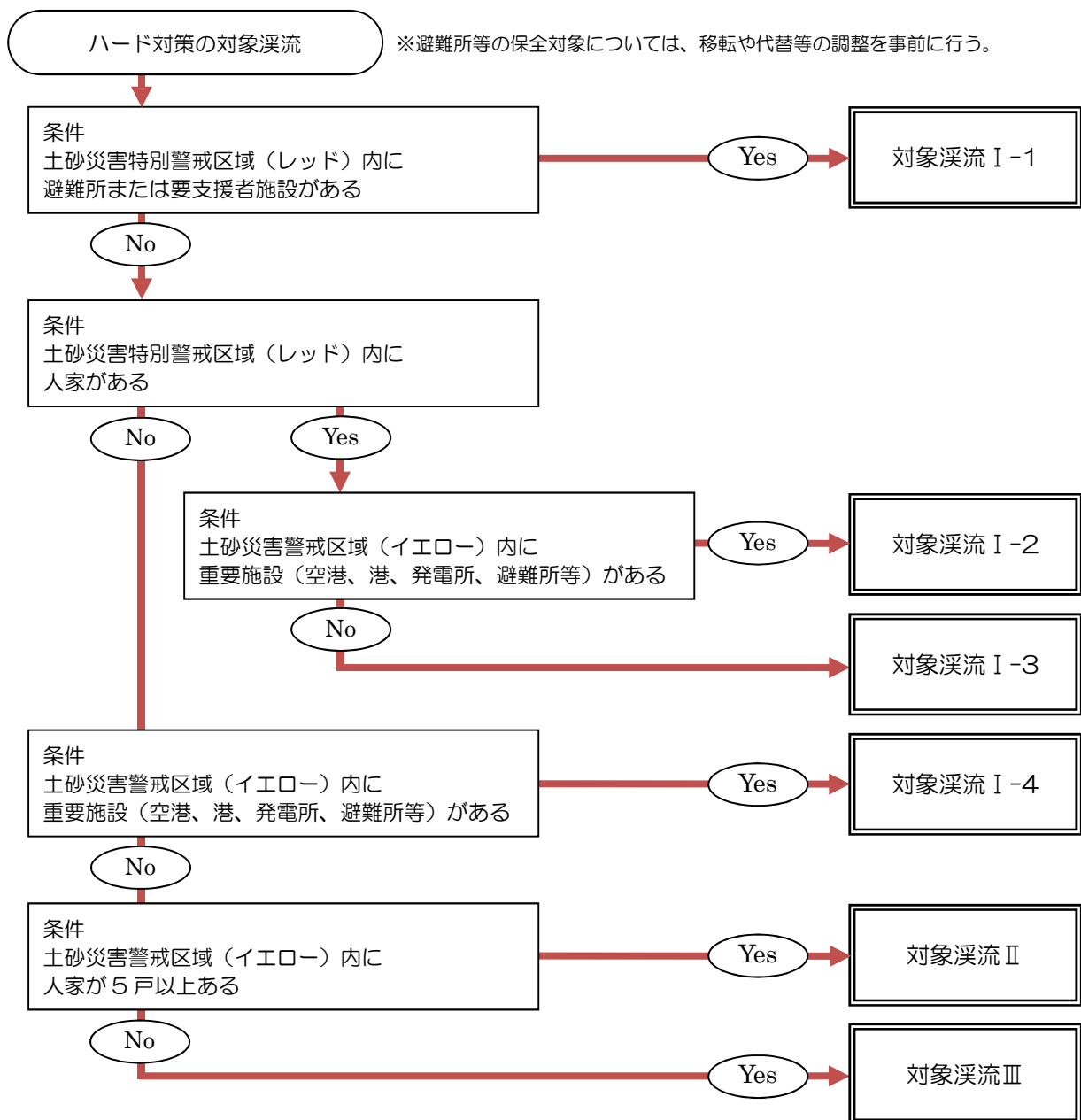


図1 対象溪流の分類フロー

2. 対策施設の段階的な整備

施設配置計画で検討された恒久対策施設の整備を計画的に行うため、優先度に応じて分類した溪流に対し、段階的な施設整備を実施する。

施設整備事業は、設定した対象溪流の優先度に応じた分類に基づき、4段階に分けて行う。ただし、一周道路への影響が大きい溪流においては、優先度に依らずに仮設構造物等による暫定的な整備を検討する。

<施設の段階的な整備>

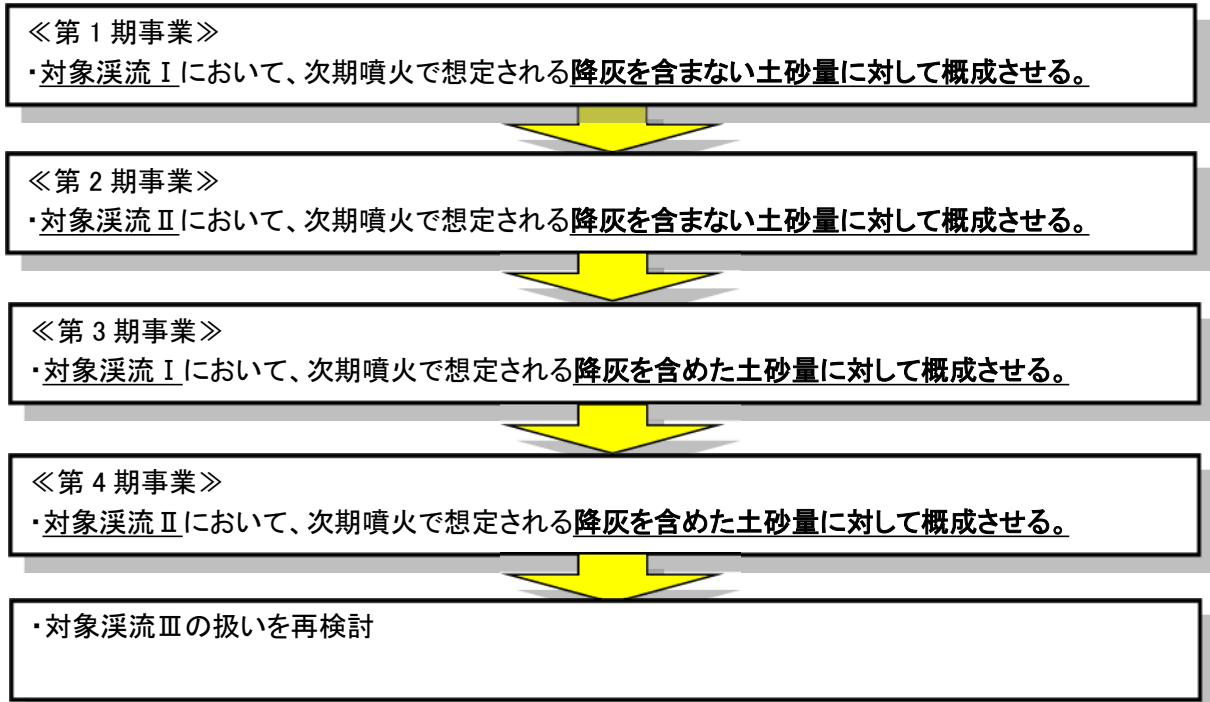


図2 段階的な施設整備フロー

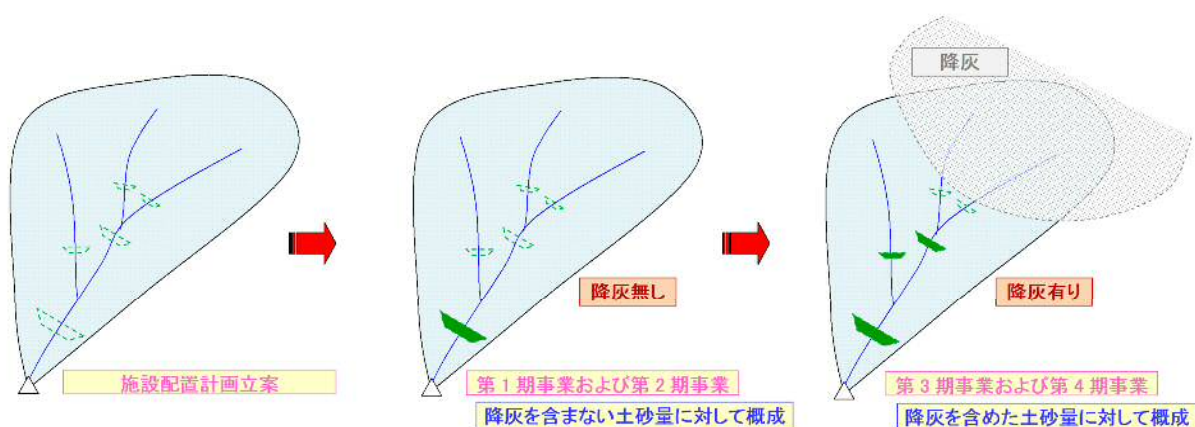


図3 段階的な施設整備イメージ